

景観法施行規則、景観行政団体及び景観計画に関する省令、都市  
計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令等の骨子（案）

**I 景観法施行規則（国土交通省令）**

1. 景観計画区域における行為の届出の方法（法律第16条第1項関係）

景観法第16条第1項の届出は、同項に規定する事項、行為者の氏名及び住所（法人、団体はその名称及び主たる事務所の所在地）並びに完了予定日を記載した届出書に、次に掲げる図書を添付して届け出ること。ただし、景観行政団体の長は、添付図書について適切な規模と認める縮尺の図面に替えさせ、又は添付を省略させることができる。

行為の種類	添付する図書
建築物の建築等 工作物の建設等	① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺1：2500以上のもの ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 ③ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺1：100以上のもの ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺1：50以上のもの ⑤ その他景観行政団体が条例で定める図書 等
都市計画法 第四条第十二項に規定する開発行為	① 開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺1：2500以上のもの ② 開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 ③ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺1：100以上のもの ④ その他景観行政団体が条例で定める図書 等

2. 変更の届出（法第16条第2項関係）

変更の届出を要する事項は、届出書に記載した設計又は施行方法のうち、変更に係る行為が景観法第16条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

3. 物干場その他の工作物（令第8条第4号ロ（2）関係）

建築物の存する敷地内で建設等を行う場合に届出を要しない工作物は、道路から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、消化設備等とする。

4. 物件の堆積の高さ（令第8条第4号ロ（4）関係）

建築物の存する敷地内で土石等の物件を堆積する場合に届出を要しない堆積の高さは、1.5メートル以下とする。

#### 5. 景観重要建造物の指定の基準（法第19条第1項関係）

景観重要建造物の指定の基準を次のとおりとする。

- ① 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ② 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

#### 6. 景観重要建造物の指定の提案の方法（法第20条第1項、第2項関係）

景観重要建造物の指定の提案を行おうとする者（景観整備機構を含む。）は、氏名及び住所（法人、団体はその名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び当該建造物の形態意匠等の特徴を記載した提案書に、次に掲げる図書を添えて、景観行政団体に提出しなければならない。

- ① 建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺1：2500以上の図面
- ② 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真
- ③ 法第20条第1項の合意を得たことを証する書類

#### 7. 景観重要建造物の所有者等に通知する事項（法第21条第1項関係）

景観行政団体が景観重要建造物を指定した際に所有者等に通知する事項は、次に掲げるものとする。

- ① 指定番号及び指定の年月日
- ② 景観重要建造物の名称
- ③ 景観重要建造物の所在地
- ④ 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
- ⑤ 景観重要建造物の形態意匠等の特徴
- ⑥ 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲（所有者等が容易に判断できるように、景観行政団体が定める方法により通知すること。）

#### 8. 景観重要建造物の現状変更の許可の申請の方法（法第22条第1項関係）

景観重要建造物の現状変更の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、指定番号及び指定年月日、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

#### 9. 収用委員会に対する裁決申請書の様式（令第14条関係）

収用委員会に対する裁決申請書の様式は別添のとおりとする。

#### 10. 景観重要樹木の指定の基準（法第28条第1項関係）

景観重要建造物の指定の基準を次のとおりとする。

- ① 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること
- ② 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

#### 11. 景観重要樹木の指定の提案の方法（法第29条第1項、第2項関係）

景観重要樹木の指定の提案を行おうとする者（景観整備機構を含む。）は、氏名（名称）及び住所並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、景観行政団体に提出しなければならない。

- ① 当該樹木の位置及び周辺の状態を示す縮尺1：2500以上の図面
- ② 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
- ③ 法第29条第1項の合意を得たことを証する書類

#### 12. 景観重要樹木の所有者等に通知する事項（法第30条第1項関係）

景観行政団体が景観重要樹木を指定した際に所有者等に通知する事項は、次に掲げるものとする。

- ① 指定番号及び指定の年月日
- ② 景観重要樹木の樹種
- ③ 景観重要樹木の所在地
- ④ 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- ⑤ 景観重要樹木の樹容の特徴

#### 13. 景観重要樹木の現状変更の許可の申請の方法（法第31条第1項関係）

景観重要樹木の現状変更の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書に、次に掲げる図書を添えて、景観行政団体に提出しなければならない。

- ① 当該行為の施行方法を明らかにする図面
- ② 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状態を示す縮尺1：2500以上の図面
- ③ 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
- ④ 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

#### 14. 管理協定の基準（法第36条第2項第2号、第40条、第42条第3項関係）

管理協定の内容が適合すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- ① 管理協定の目的となる建造物（協定建造物）の管理の方法に関する事項は、建造物の維持修繕、安全上及び防火上の措置その他これらに類する事項で、建造物の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- ② 管理協定の目的となる樹木（協定樹木）の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- ③ 管理協定の有効期間は、5年以上20年以下でなければならない。
- ④ 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

#### 15. 管理協定に関する公告（法第37条第1項、第39条、第40条、第42条第3項関係）

景観行政団体又はその長が景観協定を締結しようとするとき若しくは認可申請を受けたとき、又は景観協定を締結したとき若しくは認可したときに行う公告は、次に

掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- ① 管理協定の名称
- ② 協定建造物の名称又は協定樹木の樹種
- ③ 管理協定の有効期間
- ④ 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨
- ⑤ 管理協定の縦覧場所

#### 16. 台帳（法第44条第1項関係）

景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、記載事項に変更があったときは速やかに訂正しなければならない。

- ① 指定番号及び年月日
- ② 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- ③ 景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地
- ④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- ⑤ 景観重要建造物の形態意匠等の特徴又は景観重要樹木の樹容の特徴
- ⑥ 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲（当該範囲を図示する図面を保管すること。）

## **II 景観行政団体及び景観計画に関する省令（国土交通省令・農林水産省令・環境省令）**

### 1. 景観行政団体となる市町村の公告（法第7条第7項関係）

景観行政団体となる市町村は、その旨及びその日付を公示するものとする。

### 2. 景観計画の図書（法第8条関係）

景観計画は計画図及び計画書によって表示するものとし、計画図は、土地の所有者等が景観計画区域に自己の土地が含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示することとする。

### 3. 景観重要公共施設の管理者との協議の申出の方法（法第9条第4項関係）

景観重要公共施設の管理者との協議は、協議書及び法第8条第2項第5号ロ又はハに掲げる事項の案を提出して行うものとする。

### 4. 景観計画の図書の縦覧についての公告（法第9条第6項、第8項関係）

景観行政団体は、景観計画を定め又は変更した旨の告示をしたときは、直ちに、景観計画の計画図及び計画書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手段により公告しなければならない。

### 5. 住民等による提案（法第11条第3項関係）

景観計画の提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、

これらを景観行政団体に提出しなければならない。

- ① 景観計画の素案
- ② 法第11条第3項の同意を得たことを証する書類

### Ⅲ 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（国土交通省令・農林水産省令）

#### 1. 景観重要樹木の指定の基準（法第28条第1項関係）

- I. 10の指定の基準と同じ。

#### 2. 景観重要樹木の指定の提案の方法（法第29条第1項、第2項関係）

- I. 11の方法と同じ。

#### 3. 景観重要樹木の所有者等に通知する事項（第30条第1項関係）

- I. 12の事項と同じ。

#### 4. 景観重要樹木の現状変更の許可の申請の方法（第31条第1項関係）

- I. 13の方法と同じ。

#### 5. 収用委員会に対する裁決申請書の様式（令第14条関係）

- I. 9の様式と同じ。

#### 6. 管理協定の基準（法第36条第2項第2号、第40条、第42条第3項関係）

- I. 14②～④と同じ

#### 7. 管理協定に関する公告（法第37条第1項、第39条、第40条、第42条第3項関係）

景観行政団体又はその長が景観協定を締結しようとするとき若しくは認可申請を受理したとき、又は景観協定を締結したとき若しくは認可したときにそれぞれ行う公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- ① 管理協定の名称
- ② 協定樹木の樹種
- ③ 管理協定の有効期間
- ④ 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨
- ⑤ 管理協定の縦覧場所

#### 8. 台帳（法第44条第1項関係）

景観重要樹木に関する台帳には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、記載事項に変更があったときは速やかに訂正しなければならない。

- ① 指定番号及び年月日
- ② 景観重要樹木の樹種

- ③ 景観重要樹木の所在地
- ④ 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- ⑤ 景観重要樹木の樹容の特徴

9. 景観協定の認可等の申請の公告（法第82条第1項、第84条第2項関係）

景観協定の認可等の申請の公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- ① 景観協定の名称
- ② 景観協定区域
- ③ 景観協定区域隣接地が定められたときは、その区域
- ④ 景観協定の縦覧場所

10. 景観協定の認可の基準（法第83条第1項第3号関係）

景観協定の認可の基準は、次に掲げるものとする。

- ① 景観協定区域及び景観協定区域隣接地は、その境界が明確に定められていなければならない。
- ② 法第81条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための事項は、法第8条第2項第2号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。
- ③ 法第81条第2項第2号へに規定する農用地の保全又は利用に関する事項は、法第55条第1項に規定する景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、当該計画に適合していなければならない。
- ④ 景観協定の有効期限は、5年以上30年未満でなければならない。
- ⑤ 景観協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
- ⑥ 景観協定区域隣接地の区域は、景観協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

等

11. 景観協定の認可等の公告（法第83条第3項、第84条第2項、第85条第4項、  
第87条第4項、第90条第3項）

景観協定の認可をしたときの公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- ① 景観協定の名称
- ② 景観協定区域
- ③ 景観協定区域隣接地が定められたときは、その区域
- ④ 景観協定の縦覧場所

#### IV その他関係省令の整備のための省令（国土交通省令）

##### 1. 都市計画法施行規則の一部改正

都市計画法第33条第5項の規定に基づいてのりの高さの制限を行う場合の技術的細目は、小段等によって上下に分離されたのりがある場合にその上下ののりを一体のものとみなすことを妨げないこととする。

##### 2. 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年建設省令第二号）の一部改正

歴史的風土特別保存地区内における行為制限の適用を除外されるものとして、「景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物の保存のために必要な合理的な規模の屋外広告物」等を追加する。

#### V. 施行期日

平成16年12月17日施行予定

様式 (A4)

裁 決 申 請 書

裁決申請者 住所  
氏名  
相手方 住所  
氏名

第24条第2項  
景観法 第32条第2項において の規定による協議が成立しないので、下記により裁決を  
準用する第24条第2項  
申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内訳
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所  
氏名

印

収用委員会 御中

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができる。
- 2 「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分があった日をあわせて記載すること。
- 3 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 4 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 5 法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 6 裁決申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。